

Progress～進歩～ 一期一会

2月号
2009年2月1日発行
三宅税理士事務所
（株）シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第21号
発行担当者：岡本清美

今月のテーマ：ワークシェアリング

アメリカの金融危機の深刻化をきっかけとする世界的な景気後退や円高で、収益が急速に悪化し、国内大手企業においても雇用調整によるリストラが相次いでいます。しかしそんな中、労使の話し合いにより、ワークシェアリングでの雇用の維持を実施している企業も存在します。今まで一緒に頑張ってきた仲間がこの危機的状況乗り越えようとしているのです。今回は、専門域ではないのですが、ワークシェアリングについて調べてみました。

*ワークシェアリングって何？

ワークシェアリングとは、雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うものであり、個々の企業における労使の自主的な判断と合意により雇用・賃金・労働時間の適切な配分を目指すものです。

*ワークシェアリングの種類

1. 多様就業型ワークシェアリング

短時間勤務や隔日勤務など、多様な働き方の選択肢を拡大するために社会全体で取り組むワークシェアリング。
→少子高齢化の進展や就業意識の多様化、産業構造の変化に対応し、女性や高齢者を含む労働者の希望に応え、その能力を十分発揮させることにより、生産性の向上を図ることができるとともに、双方の多様なニーズのミスマッチを少なくすることができます。

2. 緊急対応型ワークシェアリング

生産量が減少し、雇用過剰感を抱える企業において、所定労働時間の短縮とそれに伴う収入の減額を行うことにより、雇いを維持するためのワークシェアリング。

→現在の経済状況のもとではこのワークシェアリングが有効。
今、個々の企業が雇用削減を続ければ、雇用情勢はさらに厳しさを増し、社会不安をも招きかねず、景気に更なる悪影響を及ぼすことが懸念されます。このため、今後2～3年程度の間、個々の企業において一時的な生産量等の減少に伴い所定労働時間の短縮とそれに伴う収入の減額を行い雇用調整措置をとるのが緊急型ワークシェアリングです。

1. 労使間で、次の点について十分に協議し、合意を得る。
 - ア 実施及び終了の基準、実施する期間
 - イ 実施する対象範囲(部門、職種等)
 - ウ 所定労働時間の短縮の幅と方法(1日当たり労働時間短縮、稼働日数削減等)
 - エ 所定労働時間の短縮に伴う収入(月給、賞与、退職金等)の取扱い 注：時間当たり賃金は減少させないものとする
2. 労使の納得と合意が得られた場合には、その合意内容について、協定を締結するなど明確化することが必要です。
3. 企業はその実施に先立ち、労働時間管理を徹底し、残業の縮減に取り組むことが必要です。
4. 緊急対応型ワークシェアリングを実施する場合であっても、労使は生産性の向上やコスト削減など経営基盤の強化及び新規展開の努力を行うことが必要です。

今、とても大変な時を迎えています。けれど、目の前のことに囚われすぎるとチャンス逃がしてしまい兼ねません。厳しいときこそ団結し、来るべきときにどの企業、ライバルにも差をつけ、スタートダッシュできるようになりたいですね。そのひとつの選択肢として、ワークシェアリングも「アリ」と考えます。

なお、雇用調整を実施された場合には、平成20年12月から当面の間の措置となりますが、従来の雇用調整助成金を見直した中小企業緊急雇用安定助成金制度が創設されています。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

【2月のスケジュール】

日	曜日	内容
10	火	*源泉所得税・特別徴収住民税(1月分)納付期限
23	月	*税理士記念日
28	土	*12月決算法人の確定申告・納付期限 *6月決算法人の中間申告・納付期限 *1月分の社会保険料の納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の3・9月決算法人)



知っ得情報



電子証明書等特別控除

電子証明書を添付して電子申告で所得税の確定申告書を提出した人が、所得税額から**5,000円**(その年分の所得税額を限度)の**税額控除**を受けられる制度です。この制度の流れを簡単に説明します。

- ①住基カードと電子証明書の取得(手数料が1,000円程度必要です)
- ②e-Taxのホームページから電子申告開始届出書の提出
- ③届出書提出の後受領する「利用者識別番号の通知書」により初期登録
- ④確定申告書の電子申告となります。

→一見大変そうですが、②から④までは当事務所でいたしますので、ご心配ありません。①の住基カードと電子証明書の取得と、電子申告の際に事務所まで来ていただくだけで最大5,000円の税額控除を受けることができます。

この制度は今年度の税制改制により平成22年まで延長される案が出ていますが今のところ確定ではありませんので、今回(平成20年度)受けられるほうが確実です。

交際費等の損金不算入について

◎交際費等の損金不算入の中の1人当たり5,000円以下の一定の飲食費については、法人税において全額損金となります。この制度についてご説明いたします。

1. 飲食費(社内飲食は除く)が一人当たり5,000円以下であること。
2. 次の4つの事項を記載した書類を保存しておくこと。
 - a 飲食の年月日
 - b 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
 - c 飲食等に参加した者の数
 - d その費用の金額並びに飲食店等の名称及び所在地

以上の条件が整っていれば、交際費課税の範囲からは除かれることとなります。金額の5,000円以下の判定は、消費税の課税事業者は5,250円以下、免税業者は5,000円以下で該当となります。

報告書の様式については当事務所にて作成したものが御座いますので、担当者にお申し付けください。



バレンタイン

欧州では男女の別なく好きな相手に告白できる日。

日本ではいつの間にか女性が

男性に愛を告白する日になりました。

チョコレートとともに...

今年は男性が女性にチョコを贈る逆チョコが流行とか、これもまたチョコ屋さんの陰謀ですかね??

第19期 経営計画発表会

1月22日(木)

わが社の経営計画の発表会を開催しました。三宅を始め、職員全員が今年の目標を発表し、心新たにお客様のお役に立てるよう、元気になっていただけるよう、頑張っていきたいと思っています。

